

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03321

研究課題名(和文) EU統合における「世俗主義」の再評価—トルコ加盟交渉と「アラブの春」を手掛かりに

研究課題名(英文) Reviewing Secularism in the EU integration

研究代表者

八谷 まち子 (Hachiya, Machiko)

九州大学・法学研究院・特任研究員

研究者番号：40304711

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：「世俗主義」とは国家と宗教を別の制度と捉えることである。EUは経済共同体として発足したが、宗教に関する政策も権限もなかった。2009年リスボン条約で、EU設立条約として初めて「宗教」に関する条項が挿入され、EUは宗教全般に対して中立性を保ち、宗教的な団体も他の市民社会団体と同様に尊重することを明記した。EU加盟国は各国の伝統や慣習に基づいた世俗主義の在り方を規定しているが、EUはその権限はない。EUは伝統という観点から宗教一般の文化的役割を認め、欧州の伝統として人権や信教の自由を普遍的価値として重視する。その価値を現実的に保護できる制度を構築することがEUの世俗主義の在り方となる。

研究成果の概要(英文)："Secularism" is understood as separation of state (politics) and Church (religion). Having been established as an economic Community, the EU was never granted any competence on religious matters nor any word of religion found in the EU Treaties until 2009. The Lisbon Treaty referred to "the religious organizations" and religion in general as part of the Community values for the first time. The former is deemed part of civil society on an equal basis with all other organizations subject to the rule of law at the European level, which highlight the significance of secularism of the EU. Simultaneously, the EU has sought to stay away from hinting at any particular type of unified secular system such as French laicite. The EU Secularism emphasizes the Community values as inspired by religion and other traditions, thus declaring a Community of values.

In order for the EU to herald the arrival of a such Community, the gap between the legal text and social reality needs to be bridged.

研究分野：国際政治

キーワード：世俗主義 EU 価値 宗教

## 1. 研究開始当初の背景

十年を優に超えるトルコの EU 加盟交渉が停滞する一方で、トルコは中東地域での影響力を高める政策を積極的に取っていきようになっていた。そのきっかけは 2010 年末から「アラブの春」とよばれた中東アラブ諸国の国民の間から沸き起こった民主化要求運動であった。民主主義とは制度的に合致しにくいと考えられていたイスラーム諸国に対して、自らをモデルとして当該地域での指導力を打ち立てようとしたのがトルコであった。しかし、結果的に「アラブの春」は訪れなかったと言える。多くの国は指導者の交代こそあれ権威主義国家制度は変わらず、国内の勢力対立で内戦状態となり、国内外において、シリアに象徴される悲惨な戦闘と大量の難民を生み出した。また、EU 加盟国を含む欧州全土において、宗教を騙ったテロ活動が頻発するようになっていった。そうした状況に対して、EU は無力であった。EU は武力での対応が不可能であっただけでなく、既存の権威主義国家を承認し指導者との対話はあったものの、イスラーム社会と正面から向き合う政策を有していなかったためである。トルコの EU 加盟は、エルドアン首相(当時)の強権化を受けて、さらに困難の度を高めていき、アラブ諸国への支援は場当たり的ともいえる程度であった。

こうした状況において、筆者は EU においては大きく取り上げられることが少なかった宗教要因が、統合過程においてどのように位置づけられうるかを再考することが、EU 統合の在り方を考察するためにも重要であるとの問題認識を持った。特に、「宗教」に関する条項は、EU 設立条約には一貫して不在であったが、「アラブの春」に先立つ 2009 年に発効したリスボン条約において初めて「宗教」に言及した条項が挿入されていたからである。

## 2. 研究の目的

(1) EU 統合における宗教の位置づけを検証すること

(2) EU 統合における制度的「世俗主義」の在り方を考察すること。

EU はクリスチャンクラブに過ぎないという批判は一時よく聞かれたが、EU 設立条約に宗教に関する条項は 2009 年まで不在であったのみならず、EU 域内の現状は、権利としての「信仰の自由」のもと、キリスト教に限らず多様な宗教が信仰され実践されていると同時に、最多数であるキリスト教徒の世俗化は確実に進行している。トルコに関していえば、加盟申請の時点(1988 年)のみならず、加盟候補国と承認された時点(2005 年)でも、イスラーム教の国が EU 加盟国として受け入れられることの困難さばかりが巷間では語られた。しかし、トルコは憲法に「世俗主義国家である」と規定している。世俗主義を通して宗教の位置づけを理解すること

が EU 加盟国としての課題であり困難な問題への解決の力ギとなるであろうという理解に立って、EU 統合における宗教の位置づけを「世俗主義」の視点から考察することを目的とした。

## 3. 研究の方法

文献照査、現地調査、報告による意見交換を中心に知見の検証、新たな視角、問題点の発見と考察を繰り返していき、時事的に展開される国際情勢に照らしながら当初に設定した問題の所在の再検討と根源的な意味を有すると考えられる理念や慣習の役割を先達の文献に依拠しながら再考する、という作業の繰り返しである。

単独での研究プロジェクトであるため、国際、国内を問わず関連する学会へ積極的に参加すると同時に、提供を受けた研究資金を利用して関連分野の研究者を招聘した研究会や、文献を取り上げた読書会を主宰して、課題への異なる視点やアプローチについての知見の学習に努めた。国際政治と宗教・世俗主義に関する研究報告は、わが国ではほとんど接する機会がなく、国際会議での意見交換に参加することは研究の進展にとって極めて有意義であった。

## 4. 研究成果

### (1) 世俗主義の類型

EU 加盟国は憲法に「世俗主義」が謳われているか否かに拘わらず、国家制度は世俗主義であり、その根本は、政治(国家)と宗教(教会)との分離であり、宗教に対する国家の中立性(あらゆる宗教に対して政策的中立を保持すること)の維持である。ところが、世俗主義の制度化のあり方は国家によって多様であり、国家による公的分野における宗教の統制が 厳格な制度か 穏健な制度かに大別することができる。前者の代表はフランスであろう。フランスでは公共空間における宗教的シンボルや行為を立法を通して積極的に統制する方法を取る。一方、多文化主義に立つイギリスやオランダでは、立法による統制には抑制的であり、衣服やシンボルの着用においても、宗教性は市民社会の様態として公共の秩序が維持される限りにおいて許容度が高いと言えるであろう。また、第三の在り方として国教を定める国もある。そのあり方も、全面的(デンマーク)、部分的(イギリス、ギリシア、フィンランド)の両方が存在するが、どちらも教会の役割は儀式的なものに限定されている。

この様に、多様な「世俗主義」の在り方が共存している EU において、EU 型世俗主義は可能であろうか。本研究で得た現時点での結論は、EU 法による判決が EU が取りうる唯一の世俗主義の実践である。そもそもの前提として、EU に付与されている権限に宗教分野はない。それでも、欧州単一市場における経済的活動に關与する要素として信仰がかかわ

る事件に EU 裁判所が判決をくだすことはあり得る。あるいは、信教の自由という EU が掲げる価値の側面から、あらゆる宗教への平等な距離を保って、中立的に信教の自由を保障する声明を EU として打ち出すこともある。換言すれば、宗教関連事項に対して EU として可能な施策は、宗教や信仰形態を問わず「信教の自由」を保障するという民主主義の価値を擁護する声明や判断を出すことまでである。あえて言えば、これが EU という部分的であれ国家統合体として可能な「世俗主義」の在り方と言えよう。

#### (2) 文化的価値としての宗教的伝統

2009 年発効の『リスボン条約』は「EU 設立条約」と「EU 運営条約」の二部から構成されている。宗教という用語は、設立条約前文と運営条約第 17 条に見出すことができる。前文は、ヨーロッパという地域が歴史的に継承している今日の普遍的価値である民主主義、人権、自由、平等、法の統治などの諸価値に息吹を与えている要素として、文化や人道、宗教を記述している。第 17 条は、加盟国国内法により承認されている教会などの宗教的団体や宗教上の共同体を尊重すること(第 1 項)、国内法による哲学的もしくは非信仰団体を同等に尊重すること(第 2 項)、前出の諸団体と EU との対話を促進すること(第 3 項)を謳っており、宗教上の諸団体もそうでない団体も、市民社会において同等に尊重されるとの位置づけを明確にしたものである。

即ち、EU における宗教の位置づけは、EU が掲げる普遍的価値を形成する要因であったが、宗教そのものの役割を公的空間で承認するのではない。そのうえで、宗教団体は市民社会の組織として他の組織と同様に、EU という公的機関との対話相手なのである。

#### (3) EU と宗教

以上のことから、国家レベルではなく EU レベルにおける宗教団体の存在と活動をようやく設立条約において明記し、宗教団体との対話を公式に設定しつつも、それはあくまでも市民社会の一部と位置付けており、宗教に対する中立性を貫こうとする世俗主義の実践であると言える。ただし、EU が謳う普遍的価値の理解には、宗教を看過することはできない。信教の自由の保障や人権の保護を政策として実施するには、EU には、政策担当組織、資金、人材の配置などどれをとっても整備されているとはいいがたく、したがって、現状では、価値の実践を保障し価値の侵害の責任をとるべき公的権限は不在である、とワイラー(J.H.H.Weiler)は指摘する。この指摘は、「アラブの春」への対応の貧弱さの根本的原因をつくものである。

#### (4) 結論的知見

EU における「世俗主義」は、発足から 65 年を経過した今日の EU が対峙する多くの課題、挑戦には対応できない。経済共同体として限定された権限での成功(単一市場形成)

は、経済活動から派生する多様な権限を EU が持ったことで、国際機関以上で国家以下の地域統合体に未知の課題を次々にもたらしめている。経済の共同体は、「価値の共同体」へと進みつつあると考えるが、その中核となるのはリスボン条約に謳われている普遍的価値をいかに政策として実施できるかにかかっているように思える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計 4 件)

八谷まち子 経済の共同体から価値の共同体へ、日本 EU 学会年報、査読あり、2019、No. 38、pp. 21-40。

八谷まち子 クルドとヨーロッパ、アジア研ワールドトレンド、査読なし、2017、266 巻、pp. 18-19。

八谷まち子 書評ヨプケ著『ヴェール論争 リベラリズムの試練』法政大学出版会、2015、Kortenweg & Yurdakul, "The Headscarf Debates" Stanford U.P., 2014、政治研究、査読あり、第 64 号、2017、pp. 67-74。

八谷まち子 書評施光恒著『英語化は愚民化 日本の国力が地に落ちる』集英社、2015、政治研究、査読あり、第 63 号、2016、pp. 119-126。

##### [学会発表](計 5 件)

HACHIYA, Machiko EU and Turkey, Prospects and Strategic Implication of European Integration、2017 年 12 月 7 日、中華人民共和国(中国人民大学)。

八谷まち子 経済の共同体から価値の共同体へ、第 37 回日本 EU 学会研究大会、2017 年 11 月 18 日、福岡市。

HACHIYA, Machiko EU-Turkey relations on a Muddling ground, EUSA-AP Annual Conference、2017 年 6 月 29 日、東京。

八谷まち子 EU 統合における世俗主義、九州政治研究者フォーラム、2016 年 8 月 30 日、佐賀県古湯町

HACHIYA, Machiko, Mapping Secularism, Accommodating religion in the European Union, 世界政治学会(IPSA) 2016 年 7 月 26 日、ポズナン市(ポーランド共和国)

##### [図書](計 1 件)

高木彰彦、八谷まち子他、丸善出版、現代地政学事典、査読あり、2019 年発刊予定、(- )。

##### [産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

八谷 まち子 (HACHIYA Machiko)  
九州大学・法学研究院・特任研究員  
研究者番号：4 0 3 0 4 7 1 1

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

( )